

広島県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年一月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下蒲刈川尻線	呉市下蒲刈町下島字土谷一〇六九〇番二地先から 呉市下蒲刈町下島字土谷一〇六九〇番二地先まで	平成三〇年一月九日